

運転免許証の更新について

申 請 内 容

免許証の更新をするとき

更新手続は誕生日の前後1か月の間に行ってください。

更新期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）及び12月29日から翌年の1月3日までの場合は、その翌日に更新申請ができます。

更新期間前に更新をする必要があるとき

(海外出張や出産等によるやむを得ない理由がある場合)

運転免許証の有効期限が切れた方は、運転免許試験「有効期限切れ（失効）による再取得」をご覧ください。

申 請 場 所 と 受 付 時 間 な ど

総合交通センター 【即日交付】

- 更新申請書の作成は、交通安全協会ビル1階で行います。
- 免許証は、更新時講習受講後に当日交付されます。

受付時間 月曜日～金曜日（休日を除く）

- 優良運転者・一般運転者講習受講者
【午前】 9：10～10：00
【午後】 1：40～2：30
- 違反運転者・初回更新者講習受講者
【午前】 8：30～9：10
【午後】 1：00～1：40

住所地の交通安全協会

【即日交付】

高崎・藤岡・伊勢崎・太田・桐生・沼田の各交通安全協会では、優良運転者講習該当者の方、即日交付を実施しているそれぞれの管内に居住している高齢運転者講習該当者で講習受講済みの方や一般運転者講習該当者の方は、更新運転免許証が即日交付です。

さらに、館林交通安全協会でも平成24年1月4日から、前記の条件の方は更新運転免許証が即日交付となります。

上記の方でも一定の条件に合致しない場合は、即日交付出来ない場合があります。受付時間は、各交通安全協会にお問い合わせください。

【後日交付】

手続後、約4週間後の交付となります。

【免許証の有効期限を延長しますので運転に支障ありません】

- 優良運転者講習は、申請日当日に行われます。
- 一般運転者

即日交付実施の交通安全協会及び前橋・前橋東の各交通安全協会では、一般運転者講習を当日実施していますが、他の交通安全協会では、講習日を指定して後日講習となります。各窓口で受付時間が異なりますので、更新連絡書で確認するか又は直接各交通安全協会へ確認してください。

- 違反運転者・初回更新者講習は後日の講習となり受講日が指定されます。

受付時間 月曜日～金曜日（休日を除く）
【午前】 8：30～11：30
【午後】 1：00～4：30

日曜日の更新窓口を利用したいとき

電話等による予約が必要です。

必ず免許証・更新連絡書を手元において電話してください。

住所等記載事項に変更のある方は、あらかじめ変更手続きを行ってから予約をしてください。
運転免許証のICカード化により、予約時に暗証番号を申告して頂きます。（暗証番号は4桁の数字2組です。）

講習区分ごとに定員がありますので予約状況によっては、希望日に予約が取れない事があります。

日曜日の更新窓口では、持参した写真での運転免許証の交付はできません。

予約先 - 総合交通センター（休日を除く） 予約電話 027-251-8000 予約時間 月曜日～水曜日 午前9：00～午後4：00 （昼休み時間も受け付けています） 木曜日 午前9：00～午後0：00
--

【県外窓口を経由する更新手続き】

優良運転者（ゴールド免許証）の方のみ利用できます。

身体障害に係る条件が付与された方（眼鏡等、補聴器を除く）、免許を失効された方、住所変更等を伴う方は県外窓口を利用できません。

手続きができるのは、誕生日の1か月前から誕生日までの間ですので、誕生日までに手続きをしてください。

手続きに必要なもの

運転免許証

更新連絡書

免許用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景）

更新手数料

経由申請者住所地の収入証紙2,550円分

高齢者講習等を受講された方は、高齢者講習終了証明書等

経由更新手数料600円、更新時講習手数料700円

群馬県の手続き窓口は総合交通センター（運転免許課）で行います。
講習を希望される方は、優良運転者受付時間内に手続きが必要です。

【午前】 9：10～10：00

【午後】 1：40～2：30

利用される方は、都道府県の運転免許センター等に確認してください。

必 要 書 類 な ど

運転免許証

更新連絡書（公安委員会がご本人宛に郵送したもの）

更新手数料（2,550円）

更新時講習手数料（受講区分は、更新連絡書に記載されています。）

優良運転者講習 700円

一般運転者講習 1,050円

違反運転者・初回更新者講習 1,700円

高齢者講習等を受講された方は、高齢者講習終了証明書等
更新と同時に免許証の本籍（国籍）、氏名等を変更するとき

本籍の記載された住民票の写し（提出）又は外国人登録証明書（外国人の方）（提示）
更新と同時に住所だけを変更するとき

本籍記載の住民票の写し、又は新住所が記載された国民健康保険証、住民基本台帳カード、
身体障害者手帳、その他官公庁が発行した郵便物（発行日から6か月以内のもの）など。
（提示）

外国人の方は、外国人登録証明書（提示）

更新期間前に更新をするとき

やむを得ない理由を証明する書類

パスポート（旅券）、診断書、母子手帳、出張証明書等

行政処分中（停止中）に更新をするとき

運転免許停止通知書

写真（申請書用）1枚

（縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景）

更新と同時に再交付するとき

写真（申請書用）1枚

（縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景）

印鑑

身元確認書類（健康保険証、パスポート（旅券）、旧免許証、本籍記載の住民票の写し、更
新連絡書（公安委員会が発行したもの）等

住民票の写しは、発行日から6か月以内のもの

市町村長が発行する「住民票の写し」は、コピー（複写）・複製をしたもの
では受理できません。

前橋、前橋東、高崎警察署管内にお住まいの方で、違反運転者・初回更新者講習を受講される
方は、総合交通センターで手続きをしてください。

そ の 他 注 意 事 項

道路交通法の改正（平成14年6月1日施行）により、免許が取得できない欠格事由が廃止さ
れ、免許更新時等に、申請書に「病気の症状等申告欄」が設けられ、記載することとなりました。
（自動車の安全な運転に支障があると思われる方については、職員が病状等について具体的にお
話しをうかがうことがあります）

更新時の講習受講区分が優良運転者（ゴールド免許証）の方は、県内すべての申請窓口及び各
都道府県運転免許センター等の指定された申請窓口を（経由更新申請）利用することができます。

以上のほか、手続きの詳細をお知りになりたい方は、下記へお問い合わせください。

更新、再交付、記載事項変更届、国外免許関係

運転免許課（免許係）

027-253-9300